志摩市の給与・定員管理等について

「志摩市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」(平成17年条例第44号)の規定に基づき志摩市 職員の任免や給与、勤務条件などについての状況を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 (A)	実質収支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考)令和5年度の 人件費率
令和6年度	44,110 人	28,238,127 千円	800,700 千円	6,388,121 千円	22.6%	21.3%

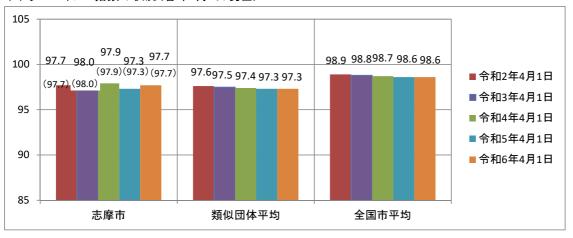
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	R 公 職員数		給	与 費	
	(A)	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計(B)
令和6年度	627	2,392,814	437,764	1,021,686	3,852,264
7110千皮	人	千円	千円	千円	千円

1人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団体 平均1人当たり 給与費
6,143,962	
円	円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 - 2 職員数は令和7年4月1日現在の人数です
 - 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、 学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域 における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。) 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施

未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げました。 他の給料表についても一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。 新給料表への円滑な移行のための経過措置として、新たに受ける給料月額が平成27年3月31日に 受けていた給料月額に満たない場合、その差額を平成30年3月31日まで支給します。 平成27年度から段階的に実施し、激変緩和のため3年間の経過措置(現給保障)があります。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(参考)

	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度の 支給割合	令和2年度の 支給割合	令和3年度の 支給割合	令和4年度 の支給割合	令和5年度の 支給割合	令和6年度の 支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
志摩市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
志摩市	42.0 歳	327,518 円	396,393 円	353,899 円
三重県	43.3 歳	336,785 円	427,270 円	_
国	41.9 歳	332,237 円	_	414,480 円
類似団体	歳	円	円	円

② 技能労務職

			公 務	員		民	間		参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与 月額 (国比較 ベース)	対応する民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	A/B
志摩市	50.4歳	50 人	302,298 円	340,738 円	317,007 円	_	_	_	
うち清掃職員	49.8歳	10 人	302,630 円	334,850 円	320,306 円	廃棄物処理業従業員		円	
うち学校給食員	54.4歳	4 人	327,200 円	360,449 円	348,279 円	飲食物調理従事者		円	
うち用務員	-	2 人	- 円	- 円	- 円	他に分類されない運搬・清 掃・包装等従事者		円	
うち自動車運転手	56.3歳	4 人	322,100 円	349,296 円	331,730 円	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)		円	
うちその他技能労務職	49.5歳	30 人	296,843 円	341,417 円	310,981 円	_	_	_	
国	51.3歳	1,703 人	294,567 円	_	337,907 円	_	_	_	_
類似団体		人	円	円	円	_	_	_	_

[※]用務員については対象者が2名のため、年齢・給料月額等を記載していません。

		参考	
区 分	年収	(ベース(試算値)	の比較
	公務員(C)	民間(D)	C/D
志摩市			_
うち清掃職員	5,437,657 円	円	
うち学校給食員	6,114,889 円	円	
うち用務員	- 円	円	
うち自動車運転手	5,817,109 円	円	
うちその他技能労務職	5,535,947 円		_

- | ※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和3年~令和5年の3か年平均)
 | ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 | ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、志摩市においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
 | ※用務員については対象者が1名のため、年齢・給料月額等を記載していません。
- (用務員については対象省かり名のため、井町・和村力銀号を出載しているとか。
 (注)1「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		志摩市	三重県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	228,300 円	一般職 220,000 円
	高校卒	194,500 円	195,200 円	194,500 円
技能労務職	高校卒	185,700 円	_	_
消防職	大学卒	225,600 円	-	_
川川川県	高校卒	201,000 円	_	_

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

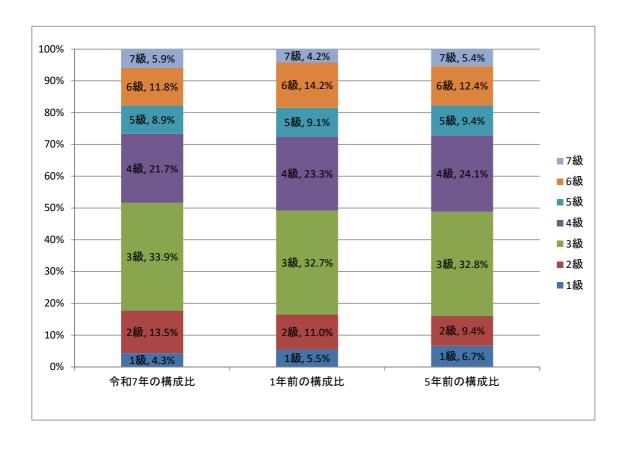
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	289,617 円	353,000 円	378,400 円	388,300 円
一加又打」以入和以	高校卒	284,850 円	346,138 円	355,383 円	383,057 円
世纪兴敦兴	高校卒	— 円	302,240 円	308,660 円	325,075 円
技能労務職	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

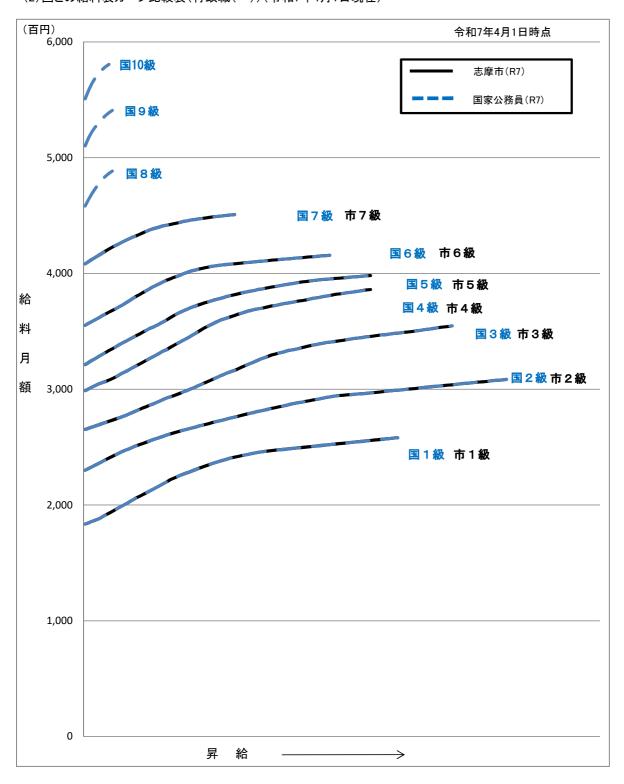
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	一般職員(定型的な業務を行う職務)	13 人	4.3%	183,500円	258,100円
2級	一般職員(特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務)	41 人	13.5%	230,000円	308,500円
3級	主査、主任、一般職員(相当困難な業務を行う主査・主任等の職務)	103 人	33.9%	261,300円	354,700円
4級	係長職(困難な業務を行う係長の職務)	66 人	21.7%	287,300円	386,100円
5級	課長補佐職(特に困難な業務を行う課長補佐等の職務)	27 人	8.9%	309,800円	398,200円
6級	課長職(課長の職務)	36 人	11.8%	335,000円	415,700円
7級	部長職(部長の職務)	18 人	5.9%	373,400円	450,900円

⁽注) 1 志摩市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(志摩市)

	令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理	職員	一般職員		
イ.	人事評価を活用している	()	-	0	
	活用している昇給区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	
	上位、標準、下位の区分	0		0		
	上位、標準の区分					
	標準、下位の区分				0	
	標準の区分のみ(一律)		0			
Π.	人事評価を実施していない					
	活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当·勤勉手当

志角	香市	三重		玉	
1人当たり平均支援	給額(令和6年度)	1人当たり平均支	給額(令和6年度)		
	1,649 千円		1,775 千円	_	
(令和6年度	支給割合)	(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	期末手当勤勉手当		勤勉手当
2.50月分	2.10月分	2.50月分	2.10月分	2.50月分	2.10月分
(1.40月分)	(1.00月分)	(1.40月分)	(1.00月分)	(1.40月分)	(1.00月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級 ・役職加算 5~156	と 等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の組 ・役職加算 5~20 ・管理職加算 10~	及等による加算措置 9∕6

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(志摩市)

	令和6年度中における運用	管理	職員	一般職員		
イ.	人事評価を活用している	()		0	
	活用している成績率	支給可能 な成績率	支給実績が ある成績率	支給可能 な成績率	支給実績が ある成績率	
	上位、標準、下位の成績率	0		0	0	
	上位、標準の成績率					
	標準、下位の成績率					
	標準の成績率のみ(一律)		0			
□.	人事評価を活用していない			_		
	活用予定時期					

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

	志摩市		国					
(支給率)	自己都合	応募認定∙定年	(支給率)	自己都合	応募認定•定年			
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分			
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分			
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分			
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分			
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例 (退職時特別昇給	列措置(2~30%加 無)	算)	(その他の加算措置) 定年前早期退職特例	措置(2~45%加)	算)			
	自己都合	応募認定∙定年						
1人当たり平均支給額	3,520 千円	19,479 千円						

⁽注)退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。(会計年度任用職員及び任期付職員を除く)

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実	2,6	10 千円			
支給職員1人当たり	261,0	013 円			
支給対象地域	支給率	支給対象	職員数	国の制度(支給率)	
5級地(三重県津市)	5%		8 人	5%	
5級地(三重県) ※四日市市、鈴鹿市及び津市を除く	2%		619 人	2%	

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年	(度決算)		7,196千円			
支給職員1人当たり	J平均支給年額(令和6年	度決算)	44,148円			
職員全体に占める	手当支給職員の割合(令	25	5.0%			
手当の種類(手当数	数)		,	7		
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (令和6年度決算)	支給	i単価		
防疫作業手当	_	-	-	日額	500円	
清掃作業手当	清掃職員 ごみ収集業務等		1,427千円	日額	400 円	
運転業務手当	自動車運転手	給食配送業務等	121千円	日額	250 円	
土木作業手当	土木作業員	土木作業等	317千円	日額	300円	
災害地派遣手当	市の区域以外の地域において、災害応急対策、災害復旧等の支援業務に従事 した職員	市の区域以外の地域における災害応急対 策、災害復旧等の支援業務	77千円	日額	1,080 円	
消防業務手当	消防吏員	消防吏員が火災等の災害及び救急救助のため出動し活動に従事した事 教急救命士の資格を有する者が救急救命処 置活動に従事したときは100円加算	5,254千円	1回につき 車長(隊 長) 機関員 隊員	300 300 250	
		消防吏員が潜水装備を着用して 救助活動に従事したとき		1回につき	350 円	
緊急消防援助隊等手当		消防吏員が緊急消防援助隊として出動し 消防の応援等に従事したとき	_	1日につき	1,080 円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	192,604千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	330千円
支給実績 (令和5年度決算)	190,911千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	323千円

⁽注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度と の異同	国の制度 と異なる 内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 子 月額 父母等 月額 特定期間の(★)の子 月額	3,000円 11,500円 6,500円 5,000円	同	I	70,105千円	236,043円
住居手当	借家居住者 月額の家賃が16,000円を超えるとき 最高支給限度額 月額	28,000円	同		23,363千円	268,544円
通勤手当	交通機関(電車・バスなど)利用者 最高支給限度額 月額 交通用具(自動車・バイクなど)使用者 月額 2,000円 ~	150,000円	同	1	35,756千円	71,513円
管理職手当	部長級職員 60,000 課長級職員 40,000		異		35,446千円	521,265円
管理職特別 勤務手当	管理職員が週休日等に勤務した場合 部長級職員 8,500円 課長級職員 7,000円 (6時間超の場合は150/100を乗じる)		異		1,135千円	17,748円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき 4,400円 (年末年始に勤務した場合) 8,800円		異	_	1,126千円	5,389円

[★] 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間。

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区分			給 料 月 額 等						
					類似団体における最	最高/最低額			
給	料	市長	900,000円						
		副市長	700,000円						
		議長	470,000円						
報	栦	副議長	399,000円						
		議員	370,000円						
			(令和6年度支給割合)						
		市長	3.95月分						
		副市長	3.95月分						
期末	手当		(令和6年度支給割合)						
		議長							
		副議長	2.95月分						
		議員							
			(算定方式)	(1期	の手当額)	(支給時期)			
退職	千尘	市長	900,000円×在職月数×41.6/100	17	,971,200円	任期満了時			
延帆	ナヨ	副市長	700,000円×在職月数×25.0/100	8	,400,000円	任期満了時			
		備考		•					

⁽注)・退職手当の「「期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当 の見込み額です。

6 職員数の状況

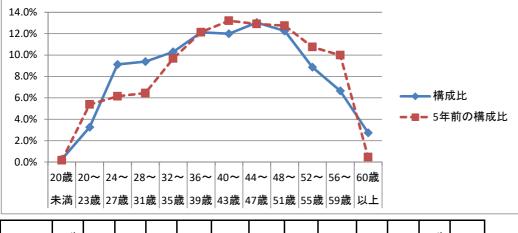
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

_						(日午4万1日死任)
	\	区分	職	員 数	対前年増減数	 主な増減理由
部門	·····································		令和6年	令和7年	为 别 十 <i>但 顺</i> 致	工作组织在田
		議会	5	6	1	
		総務	136	137	1	
		税務	23	19	△ 4	
	行	農林水産	25	24	Δ1	 機構改革、組織の改編等による
	政	商工	19	19	0	
普	部	土木	38	36	△ 2	
普通	門	民生	105	108	3	
会 計 部		衛生	41	39	△ 2	
計				388		〈参考〉
部	/	小 計	392			人口1万人当たりの職員数 88.69人
門						(類似団体の人口1万人当たりの職員数 人)
		教育	97	89	Δ8	機構改革、組織の改編等による
		消防	148	150	2	
						〈参考〉
	/	小 計	637	627	△ 10	人口1万人当たりの職員数 143.33人
						(類似団体の人口1万人当たりの職員数 人)
公営企業等		病院	85	81	△ 4	
営計		水道	22	22	0	 普通会計部門への異動等
企品	下水道		5	4	Δ1	自应去时时了700天到节
業間		その他	18	20	2	
卷',		小計	130	127	△ 3	
	_	計	767	754	△ 13	〈参考〉
() > \			[800]	[800]	[0]	人口1万人当たりの職員数 172.37人

⁽注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



年齢	7374	20~ 23歳		28 ~ 31歳	32 ~ 35歳	36~ 39歳	40~ 43歳	44~ 47歳			56 ~ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1	21	69	75	74	95	96	92	93	82	46	10	754
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

(3) 職員数の推移(各年4月1日現在)

(単位:人•%)

年度 部門別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	418	415	424	421	392	388	△ 30 (△ 7.2%)
教育	88	90	75	70	97	89	1 (1.1%)
消防		147	146	147	148	150	
普通会計計	506	652	645	638	637	627	121 (23.9%)
公営企業等会計計	139	141	129	135	130	127	△ 12 (△ 8.6%)
総合計	645	793	774	773	767	754	109 0

⁽注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。 2 令和2年度以前の職員数には、統合前の旧志摩広域消防組合の職員は含まれていません。

7 公営企業職員の状況

- (1) 水道事業
- ① 職員給与費の状況
- ア 決算

区分	総 費 用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	1,429,234千円	188,774千円	128,475千円	9.0%	9.1%

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費32,925千円は含みません。

区分	職員数		1人当たり 給与費	(参考)類似団体 平均1人当たり給				
	(A)	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計(B)	柏子賞 (B/A)	中均1人目にり船 与費	
△£nc左座	23	85,760	12,778	36,434	134,972	5,868,348		
令和6年度	人	千円	千円	千円	千円	円	円	

- (注)1 職員手当に退職手当は含みません。

 - 職員 リコにを解り コルロイル といる。 職員 数は令和7年3月31日現在の人数です。 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
志摩市	43.3歳	353,932円	489,028円
団体平均	45.8歳	337,221円	508,691円

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

志摩市(水道事業)			志摩市			
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,716千円			1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,649千月			
(令和6年度	支給割合)		(令和6年度	支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当		
2.50月分	2.1	0月分	2.50月分	2.10月分		
(1.40月分)	(1.0	0月分)	(1.40月分)	(1.0	0月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 ・役職加算 5~15%	こことる加算		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 ・役職加算 5~15%	による加算技	昔置	

⁽注)1()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

志摩市(水道事業)				志摩市(音	通会計 一	般職)			
(支給率)	自己都	都合	応募認定	•定年	(支給率)	自己	都合	応募認定	"∙定年
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27025	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27025	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措	這(2~30	0%加	算)		(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措施	置(2~309	6加算)	ı	
	自己都	都合	応募認定	•定年		自己	都合	応募認定	∵定年
1人当たりの平均支給額	_		-		1人当たりの平均支給額	3,520	千円	19,479	千円

⁽注)水道事業においては直近3年間の退職者が1人のため、退職手当の金額を記載していません。 普通会計一般職退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実	C	千円			
支給職員1人当たり	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)				
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 国の制度(支援			
5級地(三重県) ※四日市市、鈴鹿市及び津市を除く	2%	23	人	2%	

工 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年	度決算)	78千円			
支給職員1人当たり	リ平均支給年額(令和6年	度決算)	5,55	54円	
職員全体に占める	手当支給職員の割合(令	和6年度)	60	.9%	
手当の種類(手当	数)		:	2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算) 支給単価		
特殊勤務手当	現業職員	水道作業	-	日額	300円
1寸7本到7分十三	市の区域以外の地域 において、災害応急対 策、災害復旧等の支援 業務に従事した職員	市の区域以外の地域における災害応急対策、災害 復旧等の支援業務	78千円	日額	1,080円

才 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	4,753千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	264千円
支給実績 (令和5年度決算)	4,595千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	255千円

⁽注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単	值		国の制度と の異同	国の制度 と異なる 内容	支給実績 (令和6年度決 算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (令和6年度決算)
	配偶者	月額	3,000円				
┃ 扶養手当	子	月額	11,500円	同		3,737千円	266,893円
	父母等	月額	6,500円	ĮΗJ		3,737 []]	200,093[]
	特定期間の(★)の子	月額	5,000円				
住居手当	借家居住者 月額の家賃が16,000円を超えると	き		同		295千円	147,500円
	最高支給限度額	죔額	28,000円				,
	交通機関(電車・バスなど)利用者						
l 通勤手当	最高支給限度額	죔額	150,000円	同		1,622千円	77,257円
四 到 于 ヨ 	交通用具(自動車・バイクなど)使	用者		[P]	_	1,022十口	77,207
	月額 2,000円	~	31,600円				
管理職手当	部長級職員	60,000)円	異		2.160千田	540 000 W
	課長級職員	40,000	円	共		2,160千円	540,000円

[★] 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間です。

- (2) 下水道事業
- ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総 費 用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	462,940千円	30,467千円	35,976千円	7.8%	8.3%

区分	職員数		給	与 費		1人当たり 給与費	(参考)類似団体 平均1人当たり給	
E //	(A)	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計(B)	に (B/A)	与費	
令和6年度	4	17,481	2,067	8,009	27,557	6,012,436		
7和04度	人	千円	千円	千円	千円	円	円	

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
志摩市	41.0歳	331,520円	501,036円
団体平均	44.5歳	334,536円	501,579円

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

志摩市(下	水道事業)		志摩市				
1人当たり平均支給額(令	和6年度)	1,658千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,649千円				
(令和6年度	支給割合)		(令和6年)	变支給割合)			
期末手当	期末手当勤勉手当			期末手当勤勉手当			
2.50月分	2.10	0月分	2.50月分 2.10月分				
(1.40月分)	****			(1.00	0月分)		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 ・役職加算 5~15%	こよる加算	措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等・役職加算 5~15%	等による加算指	措置		

⁽注)1()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

志摩市	志摩市(下水道事業)				志摩市(音	普通会計-	般職)		
(支給率)	自己都	86	応募認定	•定年	(支給率)	自己	邹 合	応募認定	∵定年
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27025	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27025	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措	這(2~30	0%加	算)		(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措施	置(2~309	6加算)	ı	
	自己都	都合	応募認定	•定年		自己	都合	応募認定	∵定年
1人当たりの平均支給額	-		-		1人当たりの平均支給額	3,520	千円	19,479	千円

⁽注) 下水道事業においては直近3年間に退職者がいないため、退職手当の金額を記載していません。 普通会計一般職退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

⁽注) 1 職員手当に退職手当は含みません。 2 職員数は令和7年3月31日現在の人数です。 3 1人当たり給与費については、年度途中に人事異動による職員数の滅があったため、参考値を記載しています。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実	C	千円 千円		
支給職員1人当たり	0	円		
支給対象地域	支給率	支給対象	職員数	国の制度(支給率)
5級地(三重県) ※四日市市、鈴鹿市及び津市を除く	2%	4	人	2%

工 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年	度決算)	0千円			
支給職員1人当たり	リ平均支給年額(令和6年	度決算)	0	円	
職員全体に占める	手当支給職員の割合(令	和6年度)	0.	0%	
手当の種類(手当	数)		-	_	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (令和6年度決算)	支給単価		
灶砂数工业	現業職員	下水道作業	-	日額	300円
特殊勤務手当	市の区域以外の地域 において、災害応急対 策、災害復旧等の支援 業務に従事した職員	市の区域以外の地域における災害応急対策、災害 復旧等の支援業務	-	日額	1,080円

才 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	406千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	102千円
支給実績 (令和5年度決算)	344千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	86千円

⁽注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カその他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度と の異同	国の制度 と異なる 内容	支給実績 (令和6年度決 算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (令和6年度決算)	
扶養手当	配偶者 月額 子 月額 父母等 月額 特定期間の(★)の子 月額	11,500円	同		753千円	188,250円
住居手当	借家居住者 月額の家賃が16,000円を超えるとき 最高支給限度額 月額	28,000円	同	1	256千円	256,250円
通勤手当	交通機関(電車・バスなど)利用者 最高支給限度額 月額 交通用具(自動車・バイクなど)使用者 月額 2,000円 ~	150,000円	同	ı	374千円	124,600円
管理職手当					280千円	280,000円

[★] 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間です。

- (3) 病院事業
- ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総 費 用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	1,477,068千円	-47,505千円	866,431千円	58.7%	60.0%

区分	職員数	給 与 費				1人当たり 給与費	(参考)類似団体 平均1人当たり給	
区刀	(A)	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計(B)	に (B/A)	ー 与費	
otne左 曲	84	303,134	87,030	114,337	504,501	6,005,964		
令和6年度	人	千円	千円	千円	千円	円	円	

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	37.3歳	595,663円	1,414,479円
医師(団体平均)	43.4歳	567,868円	1,407,938円
看護師 准看護師	40.4歳	326,973円	476,548円
看護師(団体平均)	41.3歳	303,695円	498,220円
薬剤師 医療技術職	37.9歳	320,715円	479,889円
事務職	46.7歳	367,189円	570,164円
事務職(団体平均)	46.4歳	323,562円	507,447円
労務職	48.1歳	283,705円	385,026円

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

⁽注) 1 職員手当に退職手当は含みません。 2 職員数は令和7年3月31日現在の人数です。

ア 期末手当・勤勉手当

志摩市()	病院事業)		志曆	拿市	
1人当たり平均支給額(令	和6年度)	1,466千円	1人当たり平均支給額(令	和6年度)	1,649千円
(令和6年度	(支給割合)		(令和6年度支給割合)		
期末手当勤勉手当			期末手当	勤免	边手当
2.50月分	2.1	0月分	2.50月分	2.10	0月分
(1.40月分)	(1.0	0月分)	(1.40月分)	(1.00	0月分)
			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 ・役職加算 5~15%	による加算指	昔置

⁽注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

志摩	市(病院事		志摩市(音	普通会計-	般職)				
(支給率)	自己都	祁合	応募認定	・定年	(支給率)	自己	都合	応募認定	:定年
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27025	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27025	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~30%加算)					(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措	置(2~309	6加算))	
						自己	都合	応募認定	:定年
1人当たりの平均支給額	~		32千円		1人当たりの平均支給額	3,520		19,479	

⁽注) 病院事業の退職手当の1人当たりの平均支給額は、退職理由にかかわらず、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。(会計年度 任用職員及び任期付職員を除く)

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実	3,1	12 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)				,195 円
支給対象者	支給率	支給対象職員数 -		
医師	16%		3 人	-
5級地(三重県) ※四日市市、鈴鹿市及び津市を除く	2%		81 人	_

工 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

工行体的统计与(节和/平4月1口统任)						
支給実績(令和6年	度)	33,546千円				
支給職員1人当たり	J平均支給年額(令和6年	430,104円				
職員全体に占める	手当支給職員の割合(令	92.9%				
手当の種類(手当	数)			7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	支給単価		
	診療放射線技師	診療放射線業務に 従事する職員		月額 7,000円		
病院業務手当	臨床検査技師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、(管理)栄養士、看護師・准看護師、看護助手	臨床検査技師、薬剤師、理 学療法士、作業療法士、臨 床工学技士、(管理)栄養 士、看護師・准看護師、看 護助手業務に従事する職 員	2,382千円	月額 3,000円		
	その他病院及び診療所 に勤務する労務職員	病院業務に従事する 労務職員		月額 2,000円		
	医師	休日等に救急患者等に対		1回 2,000円 年末年始 1回 3,000円		
待機手当	放射線技師、臨床検査 技師、訪問看護ステー ション勤務看護師	処するため自宅等で待機 をした場合	1,357千円	1回 1,000円 年末年始 1回 2,000円		
夜間看護手当	午後10時から翌日の午 前5時までの間に看護 等の業務に従事する職 員	夜間看護業務	8,566千円	深夜の勤務時間 全部 1回 7,300円 (年末年始 14,600円) 4時間~ 1回 3,550円 (年末年始 7,100円) 2~4時間 1回 3,100円 (年末年始 6,200円) ~2時間 1回 2,150円 (年末年始 4,300円)		
医師手当	医師	医師免許取得後 2年以上の者	9,600千円	月額 200,000円		
		医師免許取得後2年 以上6年未満の者		月額 100,000円		
診療手当	医師	医師免許取得後6年 以上13年未満の者	6,840千円	月額 120,000円		
		院長、市民病院長、診療所 長、副院長及び医師免許 所得後13年以上の者		月額 150,000円		
		院長		月額 120,000円		
研修手当	医師	市民病院長、診療所長、副院長、診療部長、医長	4,800千円	月額 100,000円		
		医師		月額 80,000円		
防疫作業手当	-	=	-	日額 500円		

才 時間外勤務手当

3 -316071 2000 1 -	
支給実績 (令和6年度)	21,244千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度)	295千円
支給実績 (令和5年度)	18,680千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度)	234千円

⁽注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度と の異同	国の制度 と異なる 内容	支給実績 (令和6年度)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (令和6年度)
扶養手当	配偶者月額3,000円子月額11,500円			7,482千円	220,063円
	父母等 月額 6,500円 特定期間の(★)の子 月額 5,000円		_	7,402 []]	220,0001]
住居手当	借家居住者 月額の家賃が16,000円を超えるとき 最高支給限度額 月額 28,000円	同	-	4,880千円	232,357円
通勤手当	交通機関(電車・バスなど)利用者 最高支給限度額 月額 150,000円 交通用具(自動車・バイクなど)使用者 月額 2,000円 ~ 31,600円	同	ı	6,096千円	77,158円
管理職手当	市民病院長 100,000円 副院長・監(医師に限る) 70,000円 部長級職員 60,000円 課長級職員 40,000円	異	1	3,000千円	500,000円
宿日直手当	病院の当直勤務(一般職員) 6,100円 病院の当直勤務(管理職職員) 10,800円 病院の当直勤務(医師) 21,000円	異		3,130千円	312,950円

[★] 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間です。

8 競争試験の状況

3 鬼手武殿以水池				
区 分	実施日	職種区分	受験者数	合格者数
		事務職員	31	7
	24 ₩□= ₩ ŒΛ	事務職員(職務経験者対象)	14	2
		土木技術職	1	0
	前期試験	建築技術職	2	2
		保健師	2	2
		保育士·幼稚園教諭·保育教諭	7	3
		事務職員	7	4
		事務職員(職務経験者対象)	9	2
		事務職員(障がい者対象)	2	0
		土木技術職	0	0
		建築技術職	0	0
		社会福祉士	2	0
	後期試験	水産	1	0
		農業	1	0
		保健師	1	0
令和6年度		保育士·幼稚園教諭·保育教諭	0	0
		消防吏員	7	2
		臨床工学技士	0	0
		看護師	2	2
		看護助手	1	1
		事務職	17	3
		土木技術職	0	0
	追加募集 追加募集	建築技術職	0	0
	迪加 券果	管理栄養士(行政事務)	3	3
		水産(行政事務)	1	1
		保育士·幼稚園教諭·保育教諭	2	2
		医師	2	2
	防吐苔牛	臨床工学技士	1	1
	随時募集	看護師	3	3
		看護助手	3	3
		計	122	45

9 職員の採用・退職の状況

(1) 職員の採用の状況

採用日	職種	競争試験	選考	計
1休用口	4以7里	計	計	ĀΙ
	事務職員(技師含む)	12	_	12
	保健師	2	_	2
	保育士·幼稚園教諭·保育教諭	5	_	5
	管理栄養士(行政事務)	3	_	3
令和7年4月1日	医師	2	_	2
	看護師	2	_	2
	看護助手	1	_	1
	消防職員	2	_	2
	任期付き職員(臨床検査技師)	_	1	1
令和7年3月1日	臨床工学技士	1	_	1
令和6年11月1日	看護師	1	_	1
令和6年10月1日	事務職員	2	_	2
7 和0年10月1日	建築技術職	1	_	1
令和6年9月1日	看護助手	1	_	1
令和6年8月1日	看護師	1	_	1
令和6年7月1日	看護師	1	_	1
令和6年6月1日	任期付き職員(薬剤師)	_	1	1
(注) 1 呦吕の怀田	計	37	2 ************************************	39

⁽注) 1 職員の採用は、原則として競争試験によるものとされていますが、特殊な技術などを有する職の場合には、 選考による採用を行うことができることとされています。

(2) 職員の退職の状況

年度	区分	計
	定年退職	7
	応募認定退職	10
令和6年度	自己都合退職	27
	死亡退職	2
	計	46

10 職員の勤務時間・休暇及び旅費等に関する勤務条件の状況

(1) 一般職の標準的な勤務時間(令和7年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時から13時まで

⁽注) 1 所属部署によっては、上記以外の勤務形態をとっていますが、1週間の勤務時間は38時間45分です。 なお、市民課では毎週月曜日のみ19時まで窓口を延長し、住民票や税務証明書の一部など、各種証明書の発行業務を 行っています。

(2) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週土曜日、日曜日をいいます。休日とは、国民の祝日に関する法律に定められた休日 及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日まで)をいいます。

(3) 年次有給休暇の取得状況(令和6年1月1日~令和6年12月31日)

総付与日数	総使用日数	対象職員	1人当たり使用日数
26,614日	8,847日	739人	12.0日

⁽注) 1 職員の有給休暇は、1年で20日与えられ、前年の休暇の残日数を最高20日繰り越して与えられるため、最高40日となります。

(4) 特別休暇の状況(令和7年4月1日現在)

休暇の種類	付与日数・期間など	有給・無給の別
選挙その他公民としての権利を行使する場合	必要な期間	有給
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共 団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要な期間	有給
骨髄液提供のための休暇	必要な期間	有給
災害などのボランティアのための休暇	年5日	有給
結婚休暇	連続する5日	有給
不妊治療	5日	有給
産前休暇	8週間 (多胎妊娠の場合は14週間)	有給
産後休暇	8週間	有給
1歳未満の子の授乳などの時間	1日2回 それぞれ30分	有給
妻の出産	2日	有給
妻の出産の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後 1年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に 達するまでの子の養育に関する休暇	5日	有給
中学校就学前の子の看護等	年5日	有給
短期介護	年5日	有給
忌引き	亡くなった人との続柄に よって1日から7日	有給
父母等の追悼	年1日	有給
夏季休暇	6月から10月までの間で 連続する5日間	有給
災害により住居が滅失した場合の復旧作業が必要な場合	7日以内	有給
災害又は交通機関の事故等で出勤が困難な場合	必要な期間	有給
災害時職員の退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要な期間	有給
介護休暇	6か月以内	無給
組合活動のための休暇	年30日以内	無給

(5) 育児休業の取得状況

令和6年	男	女
育児休業の取得者数	11	41

(6) 出張旅費制度の概要(令和7年4月1日現在)

旅費の種類	県内	県 外
日 当	_	2,000円
宿 泊 費	10,000円	12,000円

11 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

区分	分限の理由	免職	降任	休職	降給	計
	勤務成績が良くない	0	0	0	0	0
	心身の故障	0	0	25	0	25
	職に必要な適格性を欠く	0	0	0	0	0
令和6年度	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された	0	0	0	0	0
	計	0	0	25	0	25

⁽注) 1 分限処分とは、職員の身分保障を前提として、一定の事由によって職員がその職責を十分果たすことができない場合に、職員の意に 反して職員に不利益な身分上の変動をもらたす処分をいいます。

(2) 懲戒処分者

区分	懲戒の理由	免職	停職	減給	戒告	計
	法令に違反した(交通事故等を含む)	0	1	0	1	2
	職務上の義務違反又は職務を怠った	0	0	0	0	0
7140年及	全体の奉仕者にふさわしくない非行	0	0	0	1	1
	計	0	1	0	2	3

⁽注) 1 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問うことにより、公務員の規律を維持することを目的として、職員に制裁として 科する処分をいいます。

12 職員の営利企業等従事許可等に関する状況

区分	許可の内容	許可件数
	営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の 団体の役員、顧問、評議員	0
令和6年度	自ら営利を目的とする私企業を営む場合	1
	報酬を得て事業若しくは、事務に従事する場合	29
	計	30

⁽注) 1 職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする私企業の会社その他の団体の役員などを兼ねたり、自ら営利を目的とする私企業を営んだり、報酬を得ていかなる事業・事務にも従事してはならないこととされています。

13 職員の研修及び人事評価の状況(令和6年度)

(1) 研修の状況

(1) 研修の状況	
	新規採用職員ビジネスマナー研修
	新規採用職員コミュニケーション研修
	議会答弁能力向上研修
	管理職向けメンタルヘルス(ラインケア)研修
	人事評価者研修(新任係長向け)
	人事評価者研修(課長補佐職・課長職向け)
	新規採用職員メンタルヘルス研修
	交通安全研修
	LGBTQ研修
	管理職向けマネジメント研修
	女性職員向け研修
市役所における研修	志摩市の未来を考える研修
	相談員向けハラスメント研修
	市民病院職員対象ハラスメント研修
	ハラスメント研修
	新規採用職員ハラスメント研修
	新規採用職員公務員倫理(コンプライアンス)研修
	情権の回収研修
	生成AIと法的リスク研修研修
	契約の法的効力、法律と契約の優先順位の捉え方研修
	小中学校における危機管理について
	学校リスクマネジメント研修
	サスプペンド・インアンド・小修
	リツーステップ研修
	スリーステップ研修
	フォーステップ研修
	マネージャー研修
	リーダー研修
	ソーヌー切
	公宮正未去計析 修 複式簿記入門研修
	給与実務研修
	コミュニケーション能力研修
	プレゼンテーションスキル研修
	政策研修(生成AI研修)
	モンスタークレーマーへの対し方ハードクレーム研修
	三重地方行財政研修(入門編)
	三重地方行財政研修(実務編)
│ 研修機関(三重県自治会館組合・国際文化研修所 等)による研修	情報発信研修
サバニよる(学)	情報処理研修
	組織活性化研修
	税務実務研修(固定資産税)
	チラシ・パンフレットデザイン研修
	契約事務基礎研修
	法制執務研修(初級編)
	法制執務研修(実務編)
	法制執務研修(法務編)
	訴訟対応研修
	不当要求対策研修
	映像研修
	自治体におけるSNSの活用研修
	小規模自治体のためのDXの推進研修
	災害時における外国人の支援セミナー研修
	関係人口の創出・拡大研修
	自治体マネジメントのための地方公会計実務研修

(2) 人事評価制度の概要

人事評価制度は人材育成を目的とし、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするため職員がその職務を遂行す るに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することとしています。制度の概要については、次のとおりです。

評価の構成	業績評価·能力評価
評価の対象者 (被評価者)	次に掲げる者を除く職員を対象とします。 ①特別職、医師 ②他の自治体等へ派遣されている職員 ③他の自治体等から派遣されている職員 ④評価期間において勤務した日が180日に満たない職員 ⑤非常勤職員及び地方公務員法第22条第5項の規定に基づき任用された職員
評価者	評価は①評価者②調整者③確認者の順に3段階で行います。 評価者は直属の上司、調整者はその上位の職員、確認者は更に上位の職員です。
評価対象期間	毎年4月1日から翌年の3月31日まで
評価方法	評価対象期間における職務行動を通じて発揮された能力と職務に対する姿勢・態度を評価項目ごとに、5段階の評価尺度により絶対評価を行います。
評価項目	業績、倫理、業務遂行、人材育成、知識、技術、協調性、折衡、コミュニケーション、協調性、 業務遂行などで、職種や職位で異なります。

14 福祉及び利益の保護状況

(1) 労働安全衛生事業の状況

労働安全衛生法及び安全衛生管理規定に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の 形成を促進するため、定期健康診断を始め、安全衛生委員会の開催、産業医による健康相談等を実施しています。

(2) 互助会への加入状況

地方公務員法第42条に定められている職員の福利厚生事業や健康管理事業のほか、地方自治に関する意識 向上や行政の円滑かつ能率的な運営を実現するため(一財)三重県市町職員互助会に加入しています。

- 〇負担金額 給料月額×4/1000
- 〇加入者数 794人(R7.4.1時点) 〇主な事業 給付事業、厚生事業、福利事業等
- 〇令和6年度決算額 12,257千円

(3)その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、公務災害補償に ついては地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

15 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をしたうえで判定を行い、事案の解決に当たるものです。

職員の勤務条件に関する措置の要求の状況(令和6年度)

事案数			処 理 件 数					
前年度からの繰越	新規	計(A)	却下	取下げ	棄却	容認	計(B)	翌年度へ の繰越 (A-B)
0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他職員の意に反する不利益な処分を受けたとして審査 請求があった場合、公平委員会が審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し又は取り消す判定を行 うものです。

職員に対する不利益処分についての審査請求の状況(令和6年度)

事案数			処 理 件 数					
前年度からの繰越	新規	計(A)	却下	取下げ	棄却	容認	計(B)	翌年度へ の繰越 (A-B)
1	0	1	0	0	0	0	0	1